

「令和6年度 先駆的で持続可能な観光地の構築支援補助金事業運営業務委託」 業務仕様書

1 業務の目的

インバウンドを含む高付加価値旅行者から三重県が選ばれ、県内の観光消費が押し上げられるよう、先駆的で持続可能な観光地づくりを目指して、地域・DMO等が地域の事業者等と連携し、受入環境整備等の計画を作成すること、及び同計画に基づく事業を実施することを支援する「令和6年度 先駆的で持続可能な観光地の構築支援補助金事業運営業務（以下、「本業務」という。）」を実施する。

令和7年度以降にブランディング・プロモーションの企画や実施、宿泊旅行商品の造成を視野に、地域が目指す観光地づくりのコンセプトをふまえた支援策を検討している。（事業全体の概要については別添「事業全体概要」を参照）

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月24日（月）まで

3 業務内容

本業務は、①宿泊施設の改修、②観光施設の改修、③景観の整備、④二次交通の充実、⑤DXを活用した情報システムの導入をするための補助金を交付するほか、伴走支援の実施、情報発信を行っていく。

以下については、本業務の概要を示すものであり、業務の実施に際し、発注者と本業務受注者（以下「受注者」という。）とで十分に打合せを行うこと。

なお、受注者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費等は、本業務委託料に含むものとする。

ただし、契約締結後において、発注者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、発注者と受注者とで取り扱いを協議する。

(1) 先駆的で持続可能な観光地の構築事業計画（以下、「本計画」という。）の地域公募、補助金交付申請、実績報告・履行確認にかかる業務補助

(ア) 相談窓口の設置

本業務に関して、随時、申請者及び補助対象事業者からの具体的な相談に対し、助言・回答を行うための相談窓口を設置する。

なお、設置にあたっては、「令和6年度 先駆的で持続可能な観光地の構築支援補助金（以下、「本補助金」という）の申請等関係書類の作成に関する質問への回答のみならず、本補助金の効果的な活用について助言する役割を担う。

i) 公募

本補助金の対象となる観光協会、DMO、観光関係者、その他団体等向けに、本業務の周知・公募を行うこと。なお、周知にあたっては、あらかじめ地域公募要項、計画作成マニュアル及び募集チラシを県と協議のうえ作成すること。（内容・時期等については、県と協議して決めること。）

ii) 相談窓口の開設等

・ 相談窓口業務に対応できる人員確保に関する方針、相談窓口の体制について提

案すること。なお、相談にかかる電話がつながりやすくなるよう適切な回線数を確保すること。

- ・ 相談窓口の実際場所については、県内外を問わないが、県との連絡調整等が円滑に実施でき、かつ申請書類等の保管が可能であることを条件に、受託者の定める特定の場所で実施すること。
- ・ 電話機や電話回線、机等、業務上必要な設備、機材等は受託者が準備すること。
- ・ 専用電話番号で対応すること。
- ・ 相談窓口開設期間は、地域公募要項を周知した日から、令和7年3月17日まで（ただし、土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）とし、8:30～17:15を開設時間とすること。
- ・ 県との連絡調整（打合せ等を含む）が可能であること。
- ・ 原則、業務責任者1名を常時配置すること。業務従事者は、期間に応じて必要人数を配置するものとし、概ねの人数を含め提案すること。なお、繁忙期と見込まれる期間（地域公募に関する問い合わせの重なる4月～7月、実績報告の問い合わせが重なる1月～3月）の人員配置について留意すること。

iii) 相談

- ・ 特に、観光関連事業者等の経営状況を的確に把握したうえで、宿泊施設や観光施設の高付加価値化を従業員の待遇改善につなげるために適切な助言ができるよう、人員を配置すること。
- ・ 相談窓口業務に関しては記録を残し、原則毎日、県に報告を行うこと。

iv) その他

- ・ その他、魅力的な観光地づくりを促進するための事項があれば、提案すること。

(イ) 各種申請書の受理等

各種申請書の受理のみならず、作成に係る助言及び申請書の形式チェック及び制度内容をふまえた一次審査を行う。

i) 対応すべき申請書

- ・ 先駆的で持続可能な観光地の構築事業計画申請書
- ・ 令和6年度 先駆的で持続可能な観光地の構築支援補助金交付申請書（変更及び中止・廃止申請を含む）

・ 実績報告書

・ 請求書

※ なお、各申請書受理後、内容を一覧表にまとめ、提出書類と併せて県に引き渡すこと。

※ 申請書類の提出があった場合は、受付印を押印し、速やかに提出書類を確認し、申請書が適切に記入され、添付書類がすべて完備されていることを確認し、不足資料がある場合は、申請者に連絡すること。

※ 申請書および必要書類の記載内容を審査し、要件を満たすかの確認を行う。（確認は、チェックリスト等を作成し、ミスのないよう確認を行うこと。）

※ 審査の結果、要件を満たさないことが確認されたもの及び内容に疑義のあるものについては、県と協議すること。

※ 申請書類及び申請内容に不備がある場合は、申請者に依頼し補正を行うこと。

- ※ 申請者に補正を依頼する場合はメール等により記録が残るようにすること。
- ※ その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項は、県と協議して決定する。
- ii) 本計画採択審査にかかる意見を聴取する有識者意見聴取会の開催にかかる事務
 - ※意見聴取会の開催方法については県と協議のうえ決定
 - ・有識者の候補者の推薦、招聘（なお、候補者は複数推薦することとし、県が利害関係等を調査のうえ選定する。）
 - ・意見聴取会の会場の設置等事務全般

(2) 伴走支援の実施

本計画が、受入環境を整備し、長期滞在による観光消費の増加につながるよう、本事業の事業スキーム構築、事業計画の策定、ブラッシュアップ、資金計画等の策定に関する支援、ひいては観光地づくり（旅行商品化）が実現するための課題を見出し、課題解決のための専門家派遣も含めて、包括的なアドバイスを行い、具体的な内容を提案すること。

(3) 情報発信

採択された本計画に基づき、それぞれの地域が目指す観光地づくりのコンセプトについて情報発信するページを構築し、特設サイトに掲載すること。なお掲載するサイトについては県と協議のうえ決定すること。また次年度以降に地域がブランディング・プロモーションの企画や実施、宿泊旅行商品の造成をすることを視野に入れること。

(4) 報告事項

受託者は、次の項目について、県への報告を行うこと。

(ア) 日次報告

業務責任者は、以下の項目を県に報告すること。なお、日次報告を必要とする期間については県との協議により決定する。

- i) 問合せ業務の実績（問合せ件数および主な問合せ内容等）
- ii) 申請受付件数・県への引渡し件数及びそれらに係る一覧表
- iii) 実績報告書受付件数・県への引渡し件数及びそれらに係る一覧表
- iv) 請求書受付件数・県への引渡し件数及びそれらに係る一覧表

(イ) 随時報告

- ・業務運営に係る体制の見直しが必要となる場合は、県へ報告を行い、協議すること。
- ・県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに県に報告し、情報を共有するとともに、必要に応じて指示を受けること。

(5) 完了報告

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること

(ア) 報告期限

令和7年3月24日（月）

(イ) 記載事項

- i) 委託名
- ii) 契約金額
- iii) 契約日、契約期間
- iv) 完成年月日
- v) 実施した業務概要
(業務体制、申請数、県への引渡し数、問合せ件数、主な問合せ内容等)
- vi) その他、事業実施の説明に必要な書類

(6) 現地検査

実績報告書受理後の県が同行して現地検査を行う。
(相手方との調整業務を含む。)

(7) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他疑義が生じた場合は、直ちに県へ報告し協議を行うこと。

(8) 契約の変更

本補助金の一連の業務にかかる件数や内容等を踏まえ、県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。変更契約は、申請数が確定した後、県と受託者が協議の上で決定するものとする。

(9) 業務の実施体制

(ア) 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について県へ協議・報告を行う。

(イ) 名簿の提出

受託者は、(ア)に定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。

名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに県に提出しなければならない。

(ウ) 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

(10) その他、受託上の留意点

- ・ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- ・ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- ・ 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

- ・ 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- ・ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ・ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- ・ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- ・ 受託者が8.のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- ・ 障がいを経由とする差別解消の推進
 - 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを経由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

事業全体概要

令和6年度 先駆的で持続可能な観光地の構築支援補助金事業（以下、「本補助金」という。）の概要

①先駆的で持続可能な観光地の構築事業計画（以下、「本計画」という。）の申請

- i) 本計画の意義
 - ・本補助金を活用して観光地マネジメント体制の構築等受入環境の整備を行う者は、関係者の合意形成を図ったうえで、詳細を記した本計画を申請し、県は審査により、滞在価値の向上、長期滞在・再訪の促進等に資する受入環境整備等を面的に展開しようとする者に対して、県内の旅行消費額の増加につながると見込まれるものを採択する。
- ii) 申請対象者
 - ・計画の対象地域を管轄する自治体、商工団体、観光協会
 - ・計画の対象地域のマーケティング・マネジメントを行う観光地域づくり法人
- iii) 申請要件
 - ・参加事業者は宿泊事業者を含む7者以上の事業者とする。尚、交通事業者と協議し、交通アクセスの向上に取り組むこと。（補助の有無は問わない。）
 - ・事業対象とする地域の範囲は同一市町及び地域DMO単位とする。
 - ・本計画において補助要求する施設が、観光庁「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」に採択された、又は申請中の事業計画において補助要求している施設と内容が重複している場合は本計画を申請できない。
- iv) 申請期間
 - ・4月上旬から2か月程度を目安とするが、受託者の提案により効果的な期間で実施する場合について県が支障ないと認めるときは、この限りではない。尚、申請状況によっては二次募集についても検討する。
 - ・申請期間中は事業計画策定についてのサポートが受けられる。

② 本補助金の申請

- i) 申請対象者

本補助金を申請できるのは、採択された本計画に明記された参加事業者のうち自治体を除く、DMO、観光関連事業者（宿泊施設・観光施設・土産物店・体験事業を営む者）、農林水産業者、商工団体、金融機関、観光協会、交通事業者とし個々に申請する。

ii) 補助対象経費等

	補助対象経費	補助率	補助上限額・下限額
宿泊施設の改修	宿泊施設の高付加価値化（過半が客室の上質化となるものや歴史的建造物の宿泊施設へのリノベーションなど）につながる改修 改修の1割以上をバリアフリー改修に充てるものについては1/2とする※1 事業終了までに心のバリアフリー認定制度に向けた計画書を提出し、認定を以て補助金を支払う※2	1/3 (1/2)	1施設あたり 上限額：3000万円 下限額：350万円
観光施設の改修	単価の上昇につながるものや、インバウンド対応に向けた観光施設の改修	1/3	1施設あたり 上限額：3000万円 下限額：350万円
景観の整備	街並みの修景、案内看板等の整備	1/3	1施設あたり 上限額：3000万円 下限額：350万円
二次交通の充実	バスやタクシーの実証運行支援や待合環境の整備等二次交通の品質向上に係る整備やバリアフリータクシー等の導入	1/2	1案件あたり 上限額：2000万円 下限額：100万円※3
DXを活用した情報システムの導入	DXを活用したデジタルマーケティングや顧客データの共有化、地域への経済波及の分析にかかる基盤構築・分析・システム導入 例) 地域共通アプリの導入及びデータ分析	1/3	1案件あたり 上限額：2000万円 下限額：100万円

国の補助金対象「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の同一の支援はできない。

※1 改修全体のうちバリアフリー割合を把握できるように示すこと。

※2 交付決定後に「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を取得できなければ補助率は1/3となる。
(合理的な理由なく遅延することのないよう交付決定後に早期に手続きを進めること。)

※3 二次交通の充実に係る補助額は1割以内にしなければならない。

③想定する申請案件

採択案件 4案件を想定（ただし、申請内容によっては若干の増減あり） ※1案件あたり最大2億円

